

取扱注意

# G7 広島サミット消防特別警戒

## 特別警戒本部

### (廿日市市消防本部)

## 警戒計画

G7 広島サミット消防・救急対策委員会

目次

第1	目的	1
第2	用語の定義	1
第3	消防特別警戒期間	1
第4	警戒区域	1
第5	特別警戒本部の設置場所等	1
1	特別警戒本部の設置場所	1
2	警戒隊の配置場所等	1
第6	組織等	2
1	組織	2
2	特別警戒本部長	2
3	任務	2
4	施設等	4
5	情報通信体制	4
第7	警防対策	4
1	警戒隊の出動体制及び指揮等	4
2	災害対応要領	5
第8	予防対策	5
1	サミット関連施設等の巡回警戒	5
2	立入検査	5
3	予防常駐警戒	5
4	統括警戒本部への情報連絡内容	5
第9	勤務等	6
1	特別警戒本部における勤務	6
2	勤務交替及び資器材点検等	6
3	統括警戒本部への定時報告等	6

4	服装	6
5	関係機関等の連絡先	6
第10	その他留意事項	6
1	関係機関等との連携	6
2	その他	6

《別図》

別図1 特別警戒本部配置位置図

別図2 特別警戒本部施設図

別図3 進駐警戒場所施設図

## 第1 目的

この計画は、特別警戒本部（廿日市市消防本部）の運営に必要な事項を定め、警戒区域内での要人等の動向に係る情報収集及び発生する災害への対応を迅速かつ的確に行うための体制を確保することを目的とする。

## 第2 用語の定義

この計画における用語の定義は、「警防計画」、「予防計画」及び「G7出動計画」に定めるところによる。

## 第3 消防特別警戒期間

2023年5月16日（火）～5月22日（月）

ただし、要人の動向等により警戒期間を変更する場合がある。

## 第4 警戒区域

廿日市市消防本部管轄区域内のうち、要人の移動経路等となり得る区域（宮島町周辺海域を含む。）とする。

ただし、高速道路上の警戒に当たっては、廿日市市消防本部管轄区域内のほか、広島県内高速道路等消防相互応援実施基準別表に示す応援区域を警戒するものとする。

## 第5 特別警戒本部の設置場所等

### 1 特別警戒本部の設置場所

廿日市市消防本部（住所：廿日市市串戸一丁目9番33号）

### 2 警戒隊の配置場所等

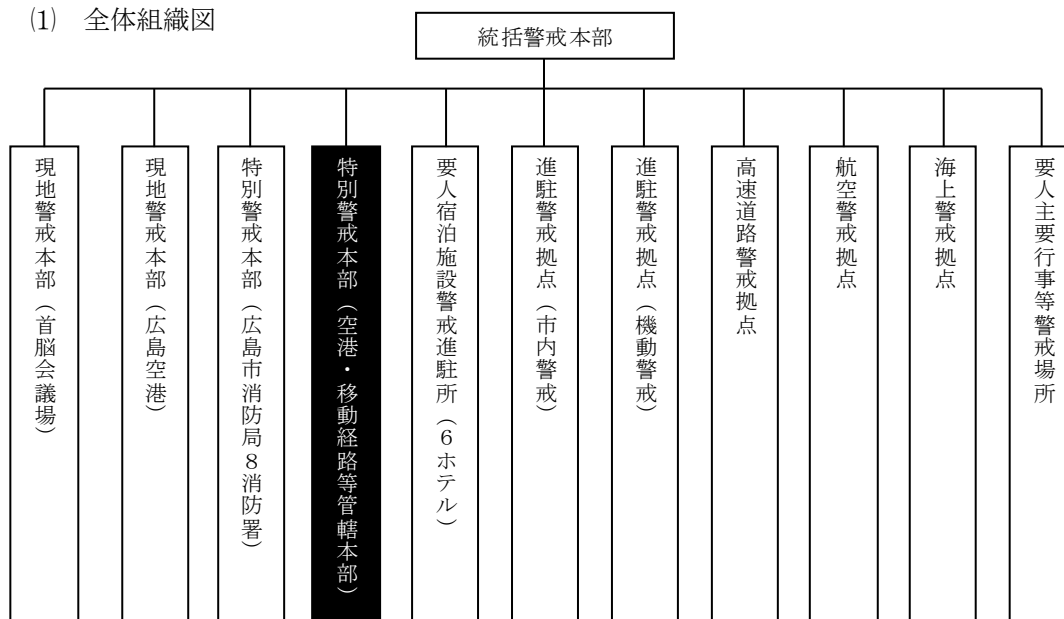
配置場所	住所	運用	車両	人員
廿日市市大野消防署	廿日市市大野一丁目1番6号	指揮支援隊 救助隊 警防隊 救急隊	5	16
廿日市市宮島消防署	廿日市市宮島町381番2号	海上警戒隊	2	5
合計			7	21

※ 宮島町内における要人等主要行事に係る警戒計画は別に定めることとし、宮島町訪問情報を入手後直ちに、部隊を増強するものとする。

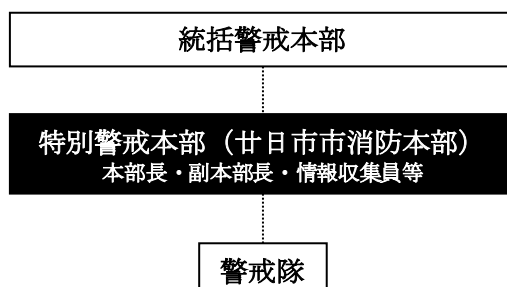
## 第6 組織等

### 1 組織

#### (1) 全体組織図



#### (2) 特別警戒本部組織図



### 2 特別警戒本部長

消防長とする。

### 3 任務

#### (1) 特別警戒本部の任務

- ア 特別警戒本部の運営
- イ 統括警戒本部への各種報告
- ウ 各警戒本部等との連携
- エ 警戒隊の管理
- オ 警戒隊への出動指令
- カ 災害発生時の対応
- キ 関係機関からの情報収集

- ク 各種情報の整理
- ケ サミット関連施設等の巡回警戒及び立入検査
- コ 要人の移動及び滞在情報等の収集及び伝達
- サ その他の特命事項

(2) 任務分担等

任務	役職	人員数	任務内容
本部長	消防長	1	1 特別警戒本部の統括管理 2 その他必要な事項
副本部長	次長兼 総務課長	1	1 特別警戒本部の統括管理補佐 2 その他必要な事項
運営調整員	総務課長	5	1 特別警戒本部の運営調整 2 その他必要な事項
記録員	予防課長	3	1 災害状況、要人の移動状況などの記録 2 その他必要な事項
情報収集員	警防課長	6	1 要人等の動向、滞在情報の収集 2 統括警戒本部、現地関係機関及び各リエゾンへの情報伝達 3 その他必要な事項
出動指令員	通信指令官	6	1 警戒隊への出動指令 2 災害発生時の関係機関への連絡 3 災害情報の収集及び伝達 4 その他必要な事項
運営担当員	進駐場所署長	2	1 進駐場所の運営管理 2 その他必要な事項
警戒隊	当直小隊長	21	1 警戒範囲内で発生する災害対応 2 その他必要な事項
随時立入検査隊	予防課係長	4	1 サミット関連施設等の巡回警戒 2 必要に応じた立入検査及び是正指導 3 サミット関連施設への常駐警戒 4 その他必要な事項
計		49	

※ 任務分担等にあつては、「廿日市市消防計画」に準ずるものとする。

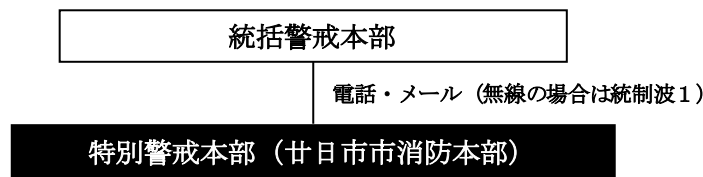
#### 4 施設等

別図1「特別警戒本部配置図」、別図2「特別警戒本部施設図」及び別図3「進駐警戒場所施設図」のとおり。

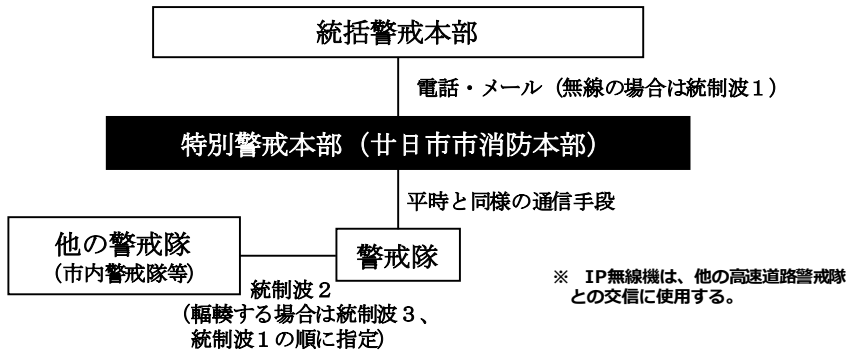
#### 5 情報通信体制

使用機器は、平時に運用する各種機器（無線機等）のほか「情報通信要領」に定めるところによる。また、当該機器等の運用に関しても、同要領によるものとする。

##### 《通常時》



##### 《災害時》



### 第7 警防対策

#### 1 警戒隊の出動体制及び指揮等

##### (1) 出動範囲及び対応する災害種別

###### ア 出動範囲

前記第3「警戒区域」に対し、出動するものとする。

###### イ 対応する災害種別

原則、出動範囲内で発生した全ての災害とする。

##### (2) 出動計画

###### ア 陸上

原則として「G7出動計画」における「高速道路警戒区域 出動計画表」に定める出動分類別の出動体制に準ずるものとする。

ただし、事案内容等を総合的に考慮し、出動台数を増減できるものとする。

###### イ 海上

「G7 出動計画」における「海上警戒区域 出動計画表」に定めるところによる。

(3) 増強出動等の要請

災害の状況により、既に出動している警戒隊のみによる消防力では対応が困難であると判断した場合、特別警戒本部長は、統括警戒本部長（作戦班）に対して必要な警戒隊等の出動を要請するものとする。

また、災害出動等により、サミット警戒体制の維持が困難となった場合、特別警戒本部長は、統括警戒本部長（作戦班）に対して必要な警戒隊等の移動配備を要請するものとする。

(4) 警戒隊等の指揮

警戒隊等の指揮は、消防長が指定する指揮者とする。

(5) 出動指令

警戒隊への出動指令は、原則、平時に運用する通常システムを使用するものとする。

## 2 災害対応要領

警戒隊の活動詳細は、別に定める消防特別警戒各種要領等によるほか、廿日市市消防本部が定める各種活動要領等によるものとする。

## 第8 予防対策

### 1 サミット関連施設等の巡回警戒

サミットの開催に伴い、平時に比べ利用者が増大することが予想される施設等を対象に、避難経路の確認等を行うため、必要に応じて巡回警戒を行うものとする。

### 2 立入検査

管轄区域内に所在する施設等へ要人が訪問することが判明した場合、原則として要人訪問前に当該施設の立入検査を行い、必要に応じて是正指導を行うものとする。

なお、上記要人情報については、統括警戒本部（情報班）及び特別警戒本部が相互に連絡を取り、必要な情報共有を図るものとする。

### 3 予防常駐警戒

前記2立入検査実施後、随時立入検査隊は防災センター等異常を早期に覚知できる場所に常駐する。

異常覚知時には直ちに現場確認を行い、必要な措置を講じる。

### 4 統括警戒本部への情報連絡内容

前記1、2及び3の実施状況等その他必要な事項とする。



## 第9 勤務等

### 1 特別警戒本部における勤務

- (1) 勤務時間等は、廿日市市消防職員服務規程に定めるところによる。
- (2) 通常業務と並行し、サミット警戒に当たる。
- (3) 関係機関等から入手した必要な情報について、統括警戒本部に対して的確に伝達する。

### 2 勤務交替及び資器材点検等

- (1) 隔日勤務者の勤務交替及び事務引継ぎは、通常通りとする。
- (2) 前記(1)の事務引継ぎ内容は、要人等の移動状況等を追加するものとする。
- (3) 勤務開始後、車両及び資器材の点検を行うとともに、資器材の員数確認を併せて行うものとする。

### 3 統括警戒本部への定時報告等

「警防計画（第7-9）」（「様式1～5」等）に定めるところによる。

《様式1》人員機械等報告書

《様式2》警戒日誌

《様式3》重要情報報告書

《様式4》災害状況報告書（火災・その他）

《様式5》災害出動結果報告書（火災・救急・その他）

※ 特別警戒本部長が当該本部要員、警戒隊及び予防警戒要員等の情報を取りまとめ、報告する。

### 4 服装

「特別警戒共通事項」に定めるところによる。

### 5 関係機関等の連絡先

「統括警戒本部活動要領」に定めるところによる。

## 第10 その他留意事項

### 1 関係機関等との連携

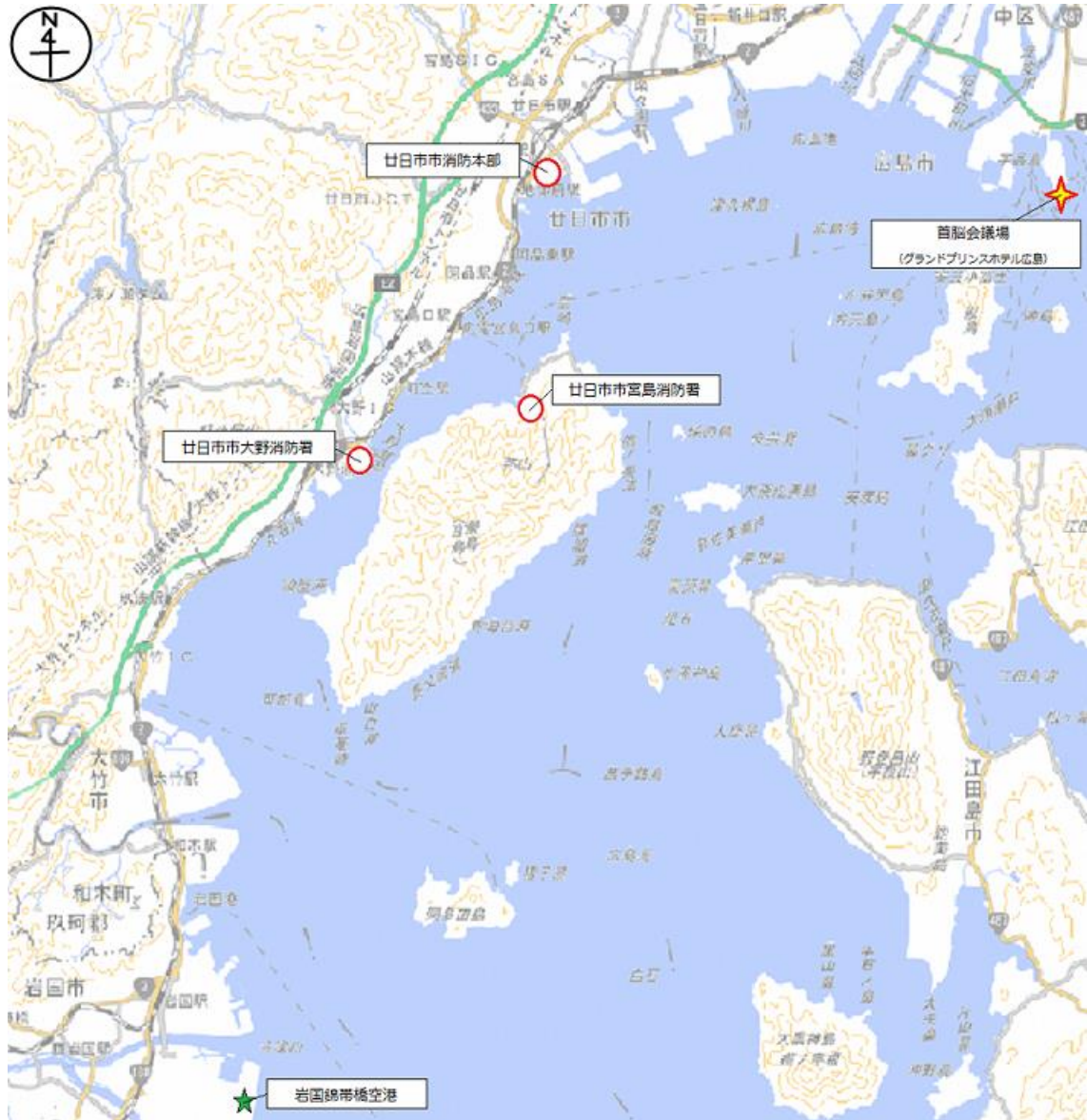
関係機関との情報交換等を綿密に行うなど、必要な連携を図るものとする。

### 2 その他

本計画に定めのない事項については、「予防・警防共通計画」、「警防計画」、「予防計画」等その他G7広島サミットに関する各種計画及び要領等によるものとする。

# 特別警戒本部設置位置図

別図1



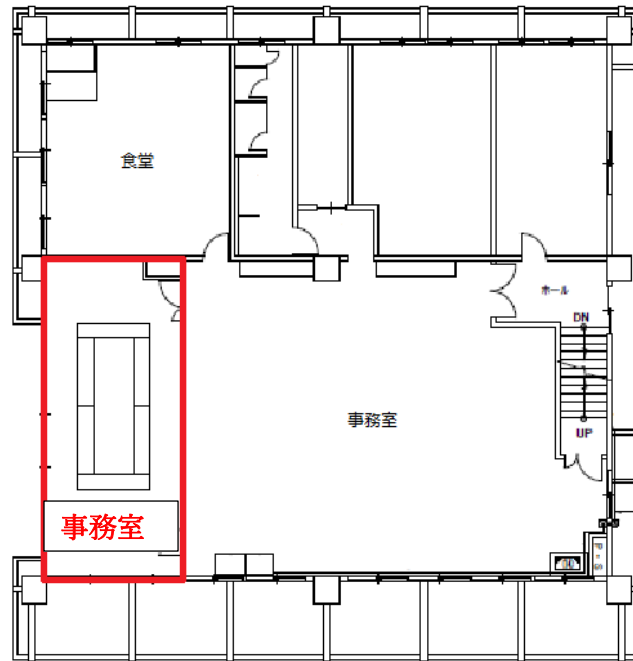
※進駐警戒場所：甘日市市大野消防署、甘日市市宮島消防署



# 進駐警戒場所施設図

別図 3

## 【大野消防署 2 階】



## 【宮島消防署 3 階】

